

# 仕 様 書

- 1 勤務場所 千代田区神田佐久間町1-9  
(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援部総合支援課
- 2 派遣期間 平成27年9月14日から平成27年12月31日 (69日間)
- 3 人 数 1名
- 4 性 別 問わず
- 5 勤務形態
  - (1) 勤務日数 週5日勤務
  - (2) 勤務時間 8時30分から17時15分まで  
(実働: 7時間45分、休憩: 12時から13時)
  - (3) 休 日 原則として土・日曜日、祝日、年末年始
  - (4) 時間外勤務 月5時間程度
- 6 派遣労働者の行う業務  
総合支援課が実施する事業(伝統工芸、総合相談、事業承継・再生支援、専門家派遣)に関わる下記業務
  - (1) 相談データの入力・編集加工・修正・集計
  - (2) 顧客データの抽出・登録・編集加工・修正・集計
  - (3) 事業のPR及び開催等に係わる資料作成・入力・編集加工・修正・発送・集計等
  - (4) テープ起こしを含む議事録データ入力・編集加工・修正
  - (5) 総合支援課が他課及び他機関と連携して実施する事業のデータ入力・編集加工、取りまとめ・修正・整理等の業務
  - (6) 総合支援課庶務的業務の補助
  - (7) 総合支援課窓口における接客及び電話対応
  - (8) その他総合支援課の事業に関わる業務
- 7 必要条件
  - (1) 上記6に示す業務内容を適切に遂行できる能力を有すること
  - (2) PCの使用においてMicrosoft社のWord、Excel、PowerPointの基本的な操作及び、PDFの取り扱いができること
  - (3) 一般的なビジネスマナーを身に付けていること
  - (4) データ入力等、注意力や根気を必要とする業務に対応できること
  - (5) 高齢者および障がい者等に対し適切に対応できること
  - (6) 派遣社員または正社員として1年以上実務経験を有するものであること

## 8 その他

上記のほか、本仕様書に定めのない事項については公社と受託者で協議の上、定めるものとする。

受託者は本仕様書に基づき業務を履行するものとし、公社は受託者の派遣労働者が業務の遂行にあたり、著しく不適切と認められる場合には、その理由を示した上で受託者に対して当該派遣労働者の変更を要求できることができ、この場合受託者は正当な理由のない限り公社の要求に応じて当該派遣労働者を変更するものとする。